

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 旅費規程

(平成18年2月20日制定)

沿革 平成18年 3月29日 議決 平成18年12月25日 議決
平成29年 2月23日 議決

(目的)

第1条 この規程は、業務のため出張する役職員に対し支給する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、出張雑費及び宿泊料（以下「旅費」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 役職員以外の者が会長の依頼又は要求に応じて業務の遂行を補助するため出張したときは、この規程に基づいて旅費を支給する。

(出張命令)

第2条 会長は、前条に定める出張を命令又は依頼するときは、次の各号の出張命令又は依頼によって行わなければならない。

(1) 目的地が県外又は県内において宿泊を伴う出張及び旅費が支給される出張は、出張命令・依頼票（別記様式第1号）による

(2) 目的地が県内の出張は、出張命令簿（別記様式第2号）による

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法を用いて計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算される。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、乗車日における旅客運賃等の実費額（以下「実費額」という。）とする。

2 急行料金は次の各号に該当する場合に支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による出張で、片道100キロメートル以上の場合

(2) 普通急行列車を運行する路線による出張で、片道30キロメートル以上の場合

3 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による出張で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

4 前各項の規定に関わらず、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、実費額を支給する。

(船賃、航空賃及び車賃)

第5条 船賃、航空賃は実費額とする。ただし、会長において予め手配できる場

合は旅券等を支給する。

- 2 車賃は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、私有車を使用して出張した場合に支給するものとし、1キロメートルにつき37円を全路程の距離に乗じて得た金額とする。ただし、1キロメートル未満はこれを切捨てる。

(出張雑費)

第6条 出張雑費は、出張中の移動に係る雑費として、1日につき1,200円を支給する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する出張の場合には、前項に規定する出張雑費は、支給しない。

- (1) 県内の地域における出張

- (2) 自動車による出張（出張者が料金を負担して道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業を利用する場合を除く。）

- (3) 自転車による出張

- (4) 徒歩による出張

- 3 出張者が業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張中に次に掲げる経費を負担した場合は、前2項の規定にかかわらず、現に支払った額を出張雑費として支給し、又は加算する。

- (1) 駐車場の利用料金

- (2) 有料道路の利用料金

- (3) 通信費

- (4) 同一地内の出張における鉄道賃、船賃又は車賃（出張者が業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により会長からあらかじめ指定された交通機関を利用した場合に限る。）

- 4 前項第3号に規定する通信費の額の確定が困難である場合にあっては、1日につき200円とする。

(宿泊料)

第7条 宿泊料は、1夜につき13,100円を支給する。ただし、宿泊先を指定又は斡旋され宿泊した場合、その指定又は斡旋された宿泊先の料金とすることができる。

- 2 鉄道賃が支給される列車、船賃が支給される船舶及び航空賃が支給される航空機中において宿泊した場合、宿泊料は支給しない。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に宿泊先を手配した場合は、宿泊料を支給する。

(食卓料)

第8条 食卓料は、第7条第2項において食費の負担が別に必要な場合又は宿泊

先で食事が提供されない場合に、1夜につき2,400円を支給する。ただし、食事又は懇親会等の費用が別に支給されている場合を除く。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は渋川市職員等の旅費支給条例（平成18年渋川市条例第51号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成18年2月20日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する出張から適用し、施行日前に出発した出張については、なお従前の例による。

出張命令・依頼票

平成 年 月 日起票

命令年月日	会 長	常務理事	事務局長	次 長	所 属 長	グループ
出張者 職氏名						
サービス 区 分						
支出科目	大区分			中区分		
支払区分	概算払い・精算払い					
目的地						
業務内容						
期 間	(自) 平成 年 月 日		午前・午後		時 分	
	(至) 平成 年 月 日		午前・午後		時 分	
方 法	公用車・私有車・その他 ()					
旅 費	鉄道賃等				合計 金額	
	車 賃					
	出張雑費					
	宿泊費					

旅 費 領 収 書

支払区分	概算払い・精算払い	内 容	平成 年 月分旅費
支 払 年 月 日	支 払 金 額	職 名	氏 名 領収印
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
合 計 金 額			∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴

別記様式第2号 (第2条関係)

出張命令簿 (年度)

専決印	期日	時間	所屬	氏名	目的地	業務内容	提出日
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/
	/	： ～ ；					/